別表一中第五十五号を第五十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十八	東広島高田道路（一般国道三百七十五号のうち東広島市高屋町溝口から同市同町郷までの区間の道路をいう。）
五十九	東広島呉自動車道（一般国道三百七十五号のうち東広島市西条町馬木から同市高屋町溝口までの区間の道路をいう。）

別表一第五十四号の次に次の二号を加える。

五十五	府中仁保道路（広島県道府中仁保線のうち広島市東区温品町字儀合から同市南区仁保沖町までの区間の道路をいう。）
五十六	広島南道路（市道広島南道路のうち広島市南区仁保沖町から同市中区光南までの区間の道路をいう。）

別表二を次のように改める。

別表二

番号	開港
一	釧路（北海道）
二	苫小牧（同右）
三	八戸（青森県）
四	仙台塩釜（宮城県）
五	鹿島（茨城県）
六	木更津（千葉県）
七	千葉（同右）
八	京浜（東京都、神奈川県）
九	新潟（新潟県）
十	伏木富山（富山県）
十一	清水（静岡県）
十二	三河（愛知県）
十三	衣浦（同右）
十四	名古屋（同右）
十五	四日市（三重県）
十六	阪神（大阪府、兵庫県）
十七	東播磨（兵庫県）
十八	姫路（同右）
十九	和歌山下津（和歌山県）
二十	水島（岡山県）
二十一	福山（広島県）
二十二	広島（同右）
二十三	徳山下松（山口県）
二十四	三田尻中関（同右）
二十五	関門（山口県、福岡県）
二十六	博多（福岡県）
二十七	苅田（同右）
二十八	大分（大分県）

○国土交通省告示第六百九十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第二項第二号の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第千六十三号の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年六月三十日　国土交通大臣　大畠　章宏

第一項中「高速自動車国道若しくはこれに類する道路の周辺の地域のうち物資の流通の拠点となる区域として国土交通大臣が総務大臣と協議して指定する区域」を削り、同項第二号中「別表第一」を「別表」に改める。

第二項を削り、第一項の項番号を削る。

別表第二を削り、「別表第一（第一項関係）」を「別表」に改める。

別表第一第一号中「同郡上川町字菊水」を「同道紋別郡遠軽町丸瀬布南丸」に改め、同表第十号中「同郡同町澤乙」を「黒川郡富谷町穀田字瀬戸ノ沢」に改め、同表第十三号中「東松島市川下」を「宮城県宮城郡松島町根廻字音無」に、「中田町浅水字新十三号」を「東和町米谷字越路」に改め、同表第二十八号中「埼玉県比企郡川島町大字中山字蛭田」を「北本市石戸宿」に、「梶内」を「柳橋字谷津」に改め、同表第四十四号中「枚方市長尾台」を「門真市大字三ツ島」に改め、同表中第七十四号を第七十九号とし、第六十八号から第七十三号までを五号ずつ繰り下げ、同表第六十七号中「字我那覇佐真下原」を「字田頭田原」に改め、同号を同表第七十二号とし、同表中第六十六号を第七十一号とし、第六十号から第六十五号までを五号ずつ繰り下げ、同表第五十九号中「前原市大字東」を「糸島市東」に、「千尽町」を「中里町」に改め、同号を同表第六十四号とし、同表中第五十八号を第六十三号とし、第五十七号を第六十二号とし、第五十六号を第六十号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十一	小郡萩道路（一般国道四百九十号のうち美祢市美東町小野字田ノ口から同市同町綾木字火尻までの区間の道路をいう。）

別表第一中第五十五号を第五十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十八	東広島高田道路（一般国道三百七十五号のうち東広島市高屋町溝口から同市同町郷までの区間の道路をいう。）
五十九	東広島呉自動車道（一般国道三百七十五号のうち東広島市西条町馬木から同市高屋町溝口までの区間の道路をいう。）

別表第一第五十四号の次に次の二号を加える。

五十五	府中仁保道路（広島県道府中仁保線のうち広島市東区温品町字儀合から同市南区仁保沖町までの区間の道路をいう。）
五十六	広島南道路（市道広島南道路のうち広島市南区仁保沖町から同市中区光南までの区間の道路をいう。）